

「要保護児童対策地域協議会」における
ヤングケアラーへの対応に関する
アンケート調査結果

令和4年1月 保健福祉部子ども・家庭支援課

1. 調査目的、調査対象及び調査時期

- ヤングケアラーは、年齢や成長に見合わない重い責任・負担を負うことで、本人の育ちや教育への影響が懸念されている。
- 健やかな成長のためには、関係機関が連携し、早期発見・支援につなげる取組が求められる。
- 今後の支援策を検討する上で、県内 35 市町村の「要保護児童対策地域協議会(以下『要対協』)」における、ヤングケアラーの実態把握の状況、支援に当たっての課題等を調査したものの。調査期間は令和 3 年8月～12 月。

2. 要保護児童対策地域協議会とは

- 児童福祉法の規定により、県内すべての市町村に設置(第25条の2)。
- 市町村を事務局として、児童相談所、市町村の教育・福祉・保健・医療関係者、民生・児童委員、警察などの構成機関等が、地域の要保護・要支援児童など支援が必要な児童・家庭の状況等を共有し、連携して当該家庭への支援を行うもの。

※ 要保護児童:保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当と認められる児童

※ 要支援児童:保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童

3. 要対協が「ヤングケアラーと思われる」と回答した児童に関する調査結果の概要

- ① 要保護・要支援児童数に占める割合 ⇒ 4.2%
- ② 家族構成 ⇒ 「夫婦とその子ども」45.9%、「ひとり親家庭」42.1%
- ③ 年代別 ⇒ 「小学生」44.6%、「中学生」35.7%
- ④ ケアの対象 ⇒ 「きょうだい」が84.7%
- ⑤ きょうだい数 ⇒ 多い傾向(4人以上が66.9%)

① 要保護・要支援児童数に占める割合

要対協で把握している「ヤングケアラー」と思われる児童数(令和3年4月1日現在)

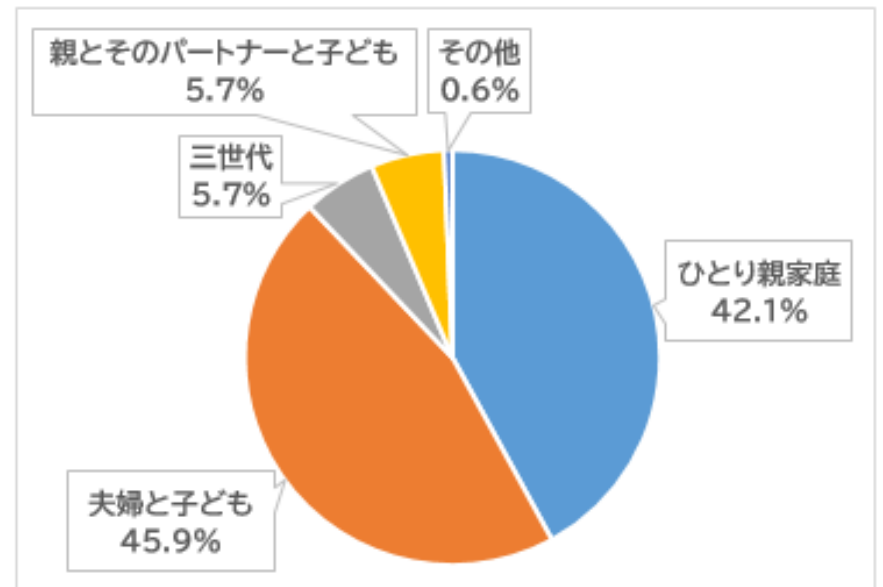
要保護・要支援児童数	うち「ヤングケアラー」と思われる児童数
3,776人	157人 (4.2%)

【参考】

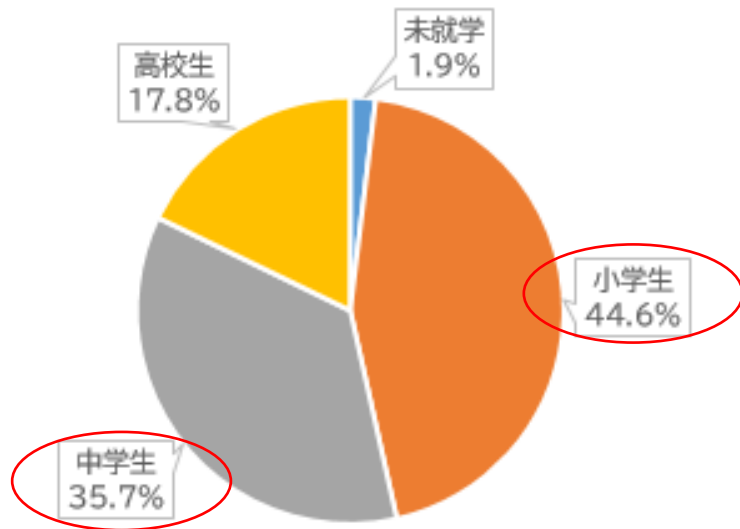
令和2年度 厚労省委託調査におけるヤングケアラーの割合

- ・中学2年生5.7%
- ・高校2年生4.1%

② 家族構成

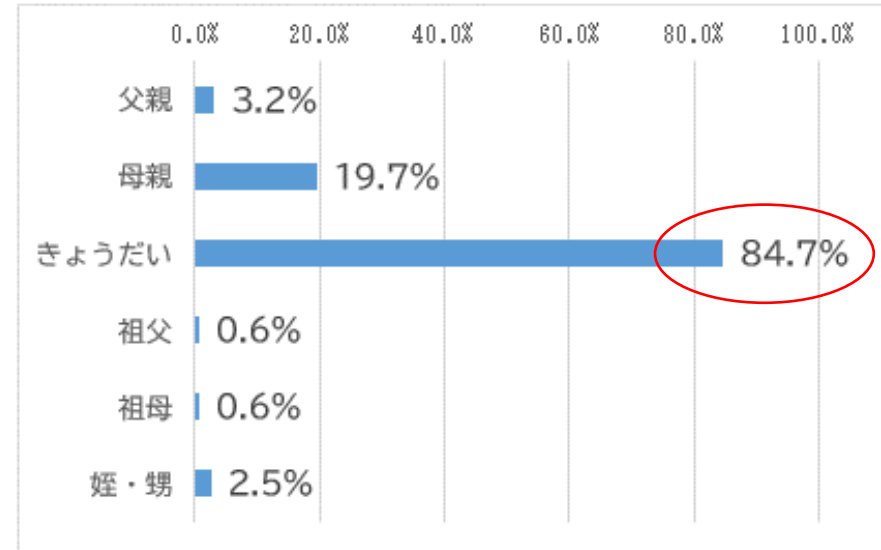


③ 年代別

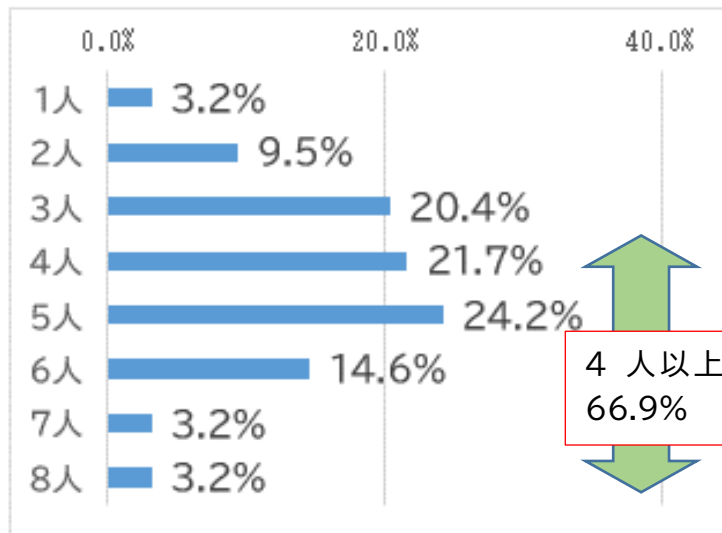


④ ケアの対象

ケアの対象者とケアの内容(複数回答)



⑤ きょうだい数



4. 要対協が認識する課題

①実態把握に当たっての課題

「家庭内のことで問題が表出しにくく、把握が難しい」

「児童自身やその家族がヤングケアラーであるという問題を認識していない」

「構成機関でヤングケアラーの認識が不足し、情報が入らない」

「虐待に比べて緊急度が高くなく、後回しになってしまう」 など

②支援に当たっての課題

「家族や周囲の大人に、児童がヤングケアラーだという認識がない」

「既存の公的サービスで適したものがなく、具体的支援策を検討しにくい」

「児童自身がやりがいを感じている、あるいは、自身の状況を問題視しておらず、支援を求めない」

「複数機関にまたがる支援が必要なケースでコーディネートできる人材がいない」 など

5. 結果を踏まえて

- ヤングケアラーに関する普及啓発(地域や周囲の大人、保護者、児童生徒)
- 早期発見と適切な福祉サービスへの接続
- 関係機関間での連携強化
 - 早期発見に向けた、学校や保育所・幼稚園などとの連携強化
 - 適切な福祉サービスへの接続に向けた機関連携